報　道　資　料

平成１９年７月１２日（木）

件　名　在日米軍再編問題に関する国との協議について

概　要　このことについて、下記のとおり行いましたのでお知らせします。

記

１　日　時

平成１９年７月１２日（木）１３：３０～１５：００

２　場　所

市長応接室

３　相手方

広島防衛施設局長　月橋晴信ほか

４　当　方

岩国市長　井原勝介

５　協議内容

別紙のとおり

岩国市総合政策部基地対策課
TEL　0827-29-5024（直通）

在日米軍再編に関する協議（４）

平成１９年７月１２日
岩　　国　　市

月橋局長から口頭で以下の説明があった。
《聞き取りメモ：概要》

《在日米軍兵力構成の見直しの意義》

○　在日米軍兵力構成見直しの意義については、６月１日の北原防衛施設庁長官との協議や累次の機会において、説明を受けているが、本日、再度説明があった。

○　我が国の安全を確保する上で、我が国自身の努力のみでは万全ではなく、日米安保体制に基づく米国との協力が不可欠であり、我が国に対する攻撃への迅速な対応の観点から、米軍が我が国に常に展開する必要がある。

このような在日米軍の駐留・存在は、我が国の防衛のみならず、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要である。

近年、９．１１テロに代表される国際テロなどの新しい脅威の台頭や、大量破壊兵器（核・生物・化学）の拡散、弾道ミサイル攻撃の危険など、アジア太平洋地域や世界において安全保障環境が変化しており、このような変化に対応するため、我が国においては、２００４年末に新たな「防衛計画の大綱」が策定され、米国においては、軍全体の変革、全世界にわたる軍事態勢の見直しが進められているところである。

こうした戦略環境や日米の政策の変化を踏まえ、日米同盟を発展させていくことが必要であるとの説明があった。

《厚木飛行場に所在する空母艦載機の移駐の必要性》

○　厚木飛行場に所在する空母艦載機の移駐の必要性については、６月１日の協議や累次の機会において、説明を受けているが、再説明と追加説明があった。

○　再説明は、日米間の共通の認識として、抑止力の維持には米国の空母及びその艦載機の長期にわたる前方展開能力の確保は不可欠である。また、抑止力の維持の観点から、統合的な運用（米海軍・海兵隊の航空戦力を同一基地に集約し柔軟な運用を可能にすること）も重要であるとの説明であった。

○　追加説明としては、現在、厚木飛行場は人口密集地（人口が約２５０万人）に位置しており、住宅防音工事の助成対象区域である第一種区域（７５Ｗ以上）には、約２４万４千世帯の住民が生活している状況である。

今後とも、米国との同盟関係を安定的に維持するためには、厚木飛行場における現状は放置できず、速やかに安全性をより確保し、騒音問題を軽減するため、空母艦載機の移駐が必要との説明があった。

《空母艦載機の移駐先》

○　空母艦載機の移駐先については、６月の防衛施設庁長官、２月の広島防衛施設局長及び４月の部長級との協議において説明を受けているところであるが、本日、改めて追加的な説明を受けた。

○　空母艦載機の移駐先については、

①　騒音の影響をできる限り少なくできること

②　飛行ルートの安全性を確保できること

③　空母艦載機の移駐に伴う施設整備の地積が確保できること

④　米海軍と米海兵隊の航空戦力の統合的な運用が可能であること

⑤　以上の条件が全て確保され、かつ速やかに移駐を行うことが可能なこと

等が考慮要素となるが、岩国飛行場以外の飛行場では、③地積の確保が困難であること、さらに不足する用地を買収するにしても、空母艦載機部隊を厚木飛行場から厚木飛行場以外へ速やかに移駐させて、米軍再編を実現することは困難であるとの考えが示された。

また、地積条件以外にも、気象、周辺環境条件等に難点があることの説明があった。

○　また、岩国飛行場においては、滑走路移設事業により滑走路が沖合へ１，０００ｍ程度移設されることで、同飛行場周辺住民に対する安全性や騒音の問題は、空母艦載機の移駐が行われた後も、全体として現状よりは大幅に改善される、また、空母艦載機の移駐に係る施設整備を行うための地積の確保が可能である、さらに、岩国飛行場にはＦＡ－１８航空機が所在していることから、統合的な米海軍・海兵隊の航空戦力を集約し、柔軟な運用を可能にすることができるとの説明があった。

《騒音等の影響》

６月１日に北原防衛施設庁長官が岩国市に来訪された際、市長から質問した、厚木飛行場周辺における、１年間、空母入港期間、空母出航期間、ＮＬＰ実施前１か月間のそれぞれの騒音発生状況及び苦情件数については、別紙１、２のとおり回答があった。

《安全安心対策》

○　安全安心対策については、これまでも説明してきたとおり、米軍人等による事件・事故は、起きてはいけないことであり、防衛施設庁は、これまでも累次の機会ある毎に、米側に対して、様々なレベルから隊員の教育及び安全管理の徹底を図る等、事件、事故、及び犯罪の防止のために実効ある措置を講じるよう強く要請してきた。今後も、米側に対し綱紀粛正やその防止に一層の努力を求める要請をしていくとともに、治安対策等市民の安心や安全に係る施策については、今後、山口県、当市等関係機関と調整し検討してまいりたいとの考えが再度示された。

○　他方、米側においては、我が国に軍人等が新たに赴任した場合等には、各軍又は各基地において、米軍人等が、地域住民の一員として地域社会に貢献するとともに、日米の相互理解を深めるとの観点から、日本国における法令の遵守など様々な隊員教育等を実施しており、米軍が行っている教育等の例としては

①　新規赴任者への教育

新規赴任者とその家族を対象に「日本の法律、慣習、道路交通法及び道路事情や保険へ

の加入の必要性」等について説明

② 定期講習

全隊員を対象に、定期的（年２回）に基地外におけるふさわしい行動等についての講習会

③ 日米の文化、慣習の相互理解を図るため様々な交流の場を開催

との説明があった。

○ なお、市民の安全安心に係る治安対策の具体的な対策については、市民に接している当市から提案を頂き、検討してまいりたいとの考えが改めて示された。

厚木飛行場周辺における騒音発生状況
（平成18年5月24日～平成19年5月23日）

1　1年間（18．5．24～19．5．23）

測定点	レベル別回数				
	70dB～80dB	80dB～90dB	90dB～100dB	100dB～110dB	110dB　以上
A	17	23	25	8	4
B	22	23	18	7	5
C	41	5	2	0	0
D	13	6	6	0	0
E	9	3	0	0	0
F	10	6	0	0	0

2　入港期間（199日）

測定点	レベル別回数				
	70dB～80dB	80dB～90dB	90dB～100dB	100dB～110dB	110dB　以上
A	21	27	25	12	6
B	24	25	22	10	7
C	50	7	3	0	0
D	16	8	9	0	0
E	12	5	0	0	0
F	13	8	0	0	0

3　入港期間（NLP期間及びNLP前1か月間を除く。）（162日）

測定点	レベル別回数				
	70dB～80dB	80dB～90dB	90dB～100dB	100dB～110dB	110dB　以上
A	21	25	25	12	6
B	24	23	20	10	7
C	47	8	4	0	0
D	16	8	9	0	0
E	12	5	0	0	0
F	12	8	0	0	0

4　出航期間（166日）

測定点	レベル別回数				
	70dB～80dB	80dB～90dB	90dB～100dB	100dB～110dB	110dB　以上
A	24	19	25	3	2
B	18	20	14	3	2
C	31	2	1	0	0
D	9	3	2	0	0
E	5	2	0	0	0
F	6	4	0	0	0

5　NLP前1か月間（30日×2）

測定点	レベル別回数				
	70dB～80dB	80dB～90dB	90dB～100dB	100dB～110dB	110dB　以上
A	22	29	22	12	7
B	25	23	22	11	9
C	51	7	3	1	0
D	17	19	15	4	2
E	18	14	11	4	3
F	27	9	1	0	0

注：1　表は、18.5.24から19.5.23（空母出航日）までの1年間における1日当たりの平均発生回数を示す。
　　2　係数は、四捨五入による。

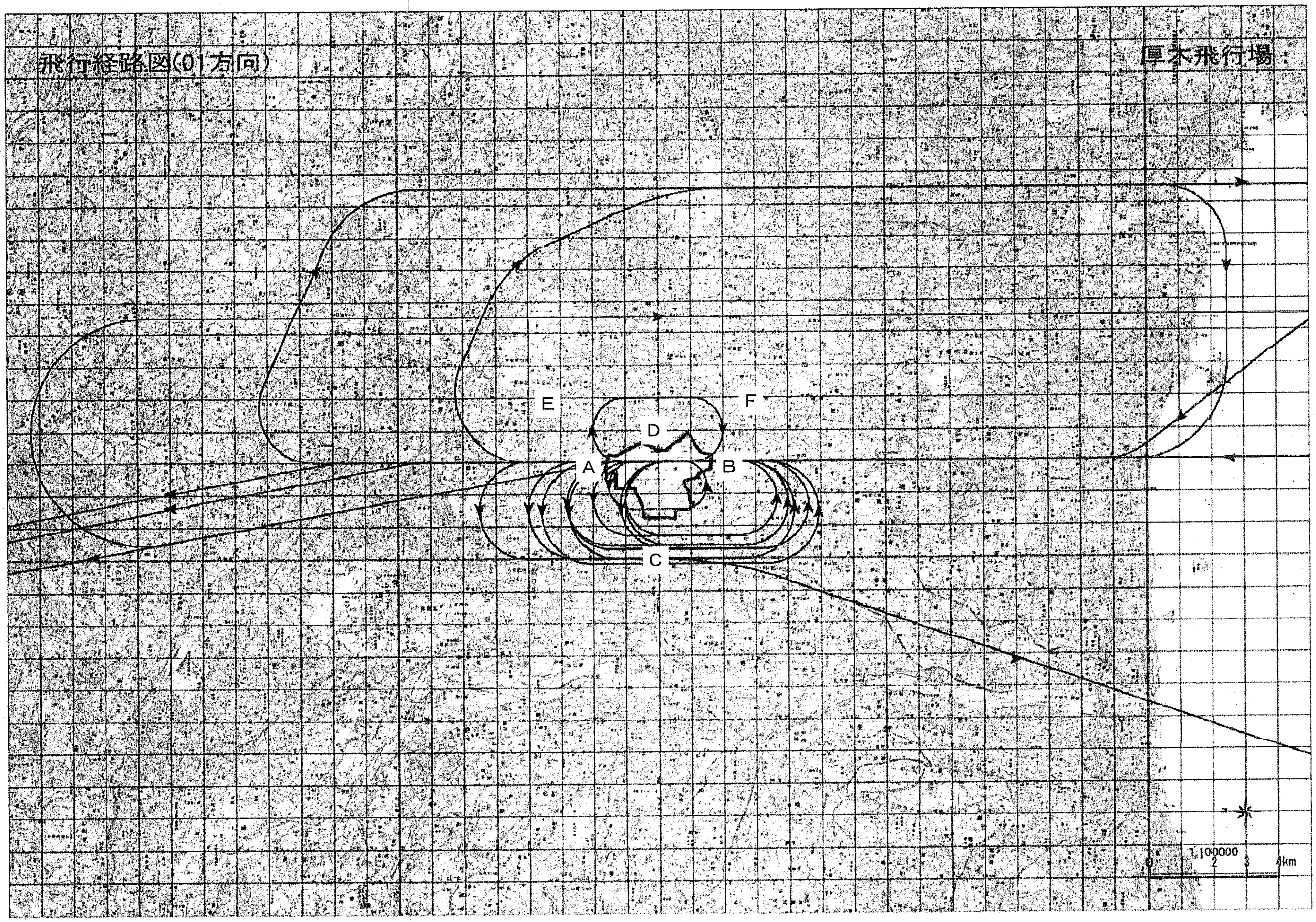

飛行経路図(01方向)
厚木飛行場
A
B
C
D
E
F
1:100000
0
2
3
4km

厚木飛行場周辺における苦情件数について

	日数	苦情件数			苦情件数(1日平均)		
		国	自治体	計	国	自治体	計
年間(18.5.24～19.5.23)	365日	1,730	5,650	7,380	5	15	20
入港期間	199日	1,180	3,670	4,850	6	18	24
入港期間(NLP、直前期間を除く。)	162日	420	1,740	2,160	3	11	13
出航期間	166日	540	1,980	2,520	3	12	15
NLP直前期間(1か月)	30日	310	1,320	1,630	5	22	27
	×2						

注:1　18.5.24～19.5.23(1年間)の苦情件数を示す。
2　自治体とは、厚木飛行場周辺の自治体で、神奈川県、藤沢市、大和市、綾瀬市等であり、当省が知り得た件数を示す。
3　件数は、四捨五入によるため、符合しないことがある。